



里親さんを 求めています

～里親制度で子供たちに

あたたかさを～

子供たちが
慣れ親しんだ場所で
生活し続けるために



里親Q&A

Q. 夫婦でないとダメ？	A. 条件はありますが、その限りではありません
Q. どのくらいの期間？	A. 長いケースでは10年以上にわたることもありますが短ければ数日、数週間のこともあります
Q. なんだか難しそう…	A. 安心安全な生活は温かな食事と睡眠の確保から始まります
Q. お金の心配がある…	A. 子供の養育に必要な費用は東京都から支弁されます
Q. 何の資格もないけど…	A. 特別な資格や年齢制限等はありません 座学2日間と実習2日間の研修を受けていただきます

他にも気になることがあればお気軽にお問い合わせください！

お問い合わせは記載の電話番号、もしくはフォスタリングのお問い合わせフォームへ

立川児童相談所 ☎042-523-1321

フォスタリング機関 愛恵会乳児院





さとぺん
東京都里親制度PRキャラクター

里親さんと聞くと、「長期で子供を預かるの？」「なんだかハードルが高そうと思われる方も多いかもかもしれません。

東京都には様々な事情により、家庭で過ごすことのできない子供が約4000人います。立川児童相談所では、一時保護の委託先、幼少期や自立までの数年だけ子供の育ちを支えてくださる里親（*養育家庭）さんを求めています。

（*養育家庭：養子縁組を目的とせず一定期間子供を預かり育てる里親）



一時保護って…？

子供に生命の危険等がある場合に、児童相談所が子供の安全や安心を確保するために一時的に子供を保護することです。

入院や出産などによる保護者の長期不在が理由で、一週間から一か月程度の一時保護を受けることもあります。

一時保護になった子供は一時保護所で生活し、原則として学校等に行くことができないという課題があります。



どうして里親さんが必要なの？

児童相談所でお預かりしている子供は心に大きな傷を抱えたまま、大人を信頼することができずに成長していくケースが少なくありません。短期間であっても、温かい家庭で愛情一杯に育てられることが、これからの育ちに大きな影響を与えます。

また、一時保護期間を里親さんの家で過ごすことができる子供は通い入れた学校や幼稚園、保育園に通うことができます。

様々な理由で家庭を離れ、心細い期間を過ごす子供たちにとって、顔の知った友達や先生に会えること、特定の大人が自分を迎えてくれ、変わらない日常を過ごせることはとても心強いことです。